



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸市土地区画整理事業清算金等取扱規則及び神戸市土地区画整理審議会委員選挙取扱規則の一部を改正する規則
[都市局地域整備推進課] 6028

訓令

▽電子署名規程の一部を改正する訓令
[行財政局業務改革課] 6054

告示

- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所] 6063
- ▽神戸市都市景観条例に基づく告示の廃止 [都市局景観政策課] 6066
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所] 6067
- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定 [福祉局監査指導部] 6068
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定 [福祉局監査指導部] 6070
- ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定 [福祉局監査指導部] 6072
- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 6072
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 6073
- ▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 6074
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称の変更 [福祉局保護課] 6075
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 6075
- ▽生活保護法等による介護機関の指定 [福祉局保護課] 6075
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課] 6076

- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 6077
- ▽神戸国際会議場の利用料金の承認 [経済観光局観光企画課] 6078
- ▽神戸国際展示場の利用料金の承認 [経済観光局観光企画課] 6083
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(市道 長尾里 160 号線他) [建設局道路管理課] 6088
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始(市道 北鈴蘭台 44 号線他) [建設局道路管理課] 6089
- ▽道路法による道路の廃止(市道 北鈴蘭台 57 号線) [建設局道路管理課] 6089
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始(市道 上津 7 号線) [建設局道路管理課] 6090

公 告

- ▽一般競争入札による契約の締結(令和4年度「市長会見撮影・編集等業務」) [市長室広報戦略部] 6091
- ▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧 [都市局景観政策課] 6094
- ▽一般競争入札による市有地売却(垂水区狩口台) [建設局道路管理課] 6095
- ▽建築協定書の公開による意見の聴取(神戸ハーバーランド地区建築協定) [建築住宅局建築指導部建築安全課] 6097
- ▽神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の事業計画の決定 [都市局工務課] 6098
- ▽神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の事業計画の施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しの縦覧 [都市局工務課] 6098
- ▽開発行為に関する工事の完了(垂水区高丸7丁目) [都市局指導課] 6099
- ▽都市再生整備計画の縦覧(神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)(第4回変更)) [都市局都市計画課] 6099

人 事 委 員 会

▽昇任の選考に関する規則の一部を改正する
規則 [人事委員会事務局任用課] 6100

農 業 委 員 会

▽農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づく別段の面積の決定
[農業委員会事務局] 6101

規 則

神戸市土地区画整理事業清算金等取扱規則及び神戸市土地区画整理審議会委員選挙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月9日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第47号

神戸市土地区画整理事業清算金等取扱規則及び神戸市土地区画整理審議会委員選挙取扱規則の一部を改正する規則

(土地区画整理事業清算金等取扱規則の一部改正)

第1条 神戸市土地区画整理事業清算金等取扱規則（昭和36年11月規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(請求書の提出)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の<u>請求書</u>は、<u>会計規則の定めるところ</u>による。</p>	<p>(請求書の提出)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の<u>換地清算金等請求書</u>は、<u>会計規則による支出命令書</u>による。</p>

様式第1号中「_____様」を「_____様」に、「交付額_____円」を「交付額_____円」に、「年6パーセント」を「年_____パーセント」に、「(3) 清算金を納入する場合は、後日納入通知書を送付しますから、その納入通知書により納入してください。」を「(3) 後日納入通知書を送付しますから、その納入通知書により納入してください。」に、

「(3) 清算金等を交付するときは、後日換地清算金等交付通知書と換地清算金等交付請求書（支出命令書）を送付しますから、その請求書によつて請求してください。」を「(3) 後日換地清算金等交付通知書と換地清算金等交付請求書を送付しますから、その請求書によつて請求してください。」に改める。

様式第1号の2中

「神戸国際港都建設 地区 土地区画整理事業施行者
[印] を

「神戸国際港都建設 地区
土地区画整理事業施行者 に、
[印]

「年6パーセント」を「年パーセント」に、「この通知書を受けた日」を「この通知を受けた日」に、「(3) 清算金を納入する場合は、後日納入通知書をお送りしますから、その納入通知書により納入してください。」を「(3) 後日納入通知書をお送りしますから、その納入通知書により納入してください。」に、「清算金を交付するときは、後日換地清算金交付通知書と請求書（支出命令書）をお送りしますから、その請求書によつて請求してください。」を「後日換地清算金交付通知書と請求書をお送りしますから、その請求書によつて請求してください。」に改める。

様式第2号中

「住所 _____ 「住所 _____
氏名 _____ [印] 氏名 _____ に、
(フリガナ) _____ (フリガナ) _____
連絡先(電話 -)」 連絡先(電話 -)」
「神戸国際港都建設 地区 「神戸国際港都建設 地区
土地区画整理事業施行者 を 土地区画整理事業施行者 に
様」 宛」

改める。

様式第3号中「年6パーセント」を「年パーセント」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号

年 月 日

神戸国際港都建設 地区
土地区画整理事業施行者
宛

申請者 住 所
氏 名

換地清算金繰上納付申請書

次のとおり清算金の繰上納付を申請します。

分割納付許可		年 月 日 第 号			
繰上納付しようとする清算金	納期限	金額			摘要
		元金	利子	合計	
	年 月 日	円	円	円	
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
繰上納付しようとする日		年 月 日			
繰上納付額		元金	円	利子	円

備考

様式第5号

神戸市第 号
年 月 日

様

神戸国際港都建設 地区
土地区画整理事業施行者



換地清算金繰上納付承諾書

年 月 日に申請のあつた清算金繰上納付は、その残額清算徴収金について、下記の条件を付して承諾します。

記

残額清算徴収金の納期限及び納付額は、次のとおりとします。

	納期限	金額		
		元金	利子	合計
	年 月 日	円	円	円
今後納付すべき清算金	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

備考

様式第7号中

「◎納付の際は、必ず先にお届けした納付通知書とこの督促状を持って
課までお越してください。

◎1日過ぎるごとに余分の負担が増します。早くお納めください。」

◎この督促状の到達前に、既に納められている場合は行き違いです
ので、御了承ください。」

「◎1日過ぎるごとに余分の負担が増します。早くお納めください。」

◎この督促状の到達前に、既に納められている場合は行き違いです
ので、御了承ください。」

改める。

様式第9号から様式第10号までを次のように改める。

様式第9号

神戸第 号
年 月 日

様

神戸国際港都建設 地区
土地区画整理事業施行者

印

換地清算金等交付通知書

神戸国際港都建設 地区 土地区画整理事業 工区内に所在のあ
あなたの清算金等は、 年 月 日に支払いますので、同封の請求書に所要事
項を記入して、下記あて 年 月 日までに必着するよう御返送ください。

金額 円
ただし、神戸国際港都建設 地区 工区
第 回清算金等交付額

書類の送り先

(注意) 上記の期日までに返送されないときは、支払が遅れることになりま
すので、御注意ください。

様式第9号の2

<p>様</p> <p>神戸国際港都建設 地区 神戸国際港都建設 地区</p> <p>土地区画整理事業施行者</p> <p>換地清算金交付通知書</p> <p>神戸国際港都建設 地区 土地区画整理事業 工区の換地処分に伴うあなたの清算金は、 年 月 日に支 払いますので、同封の請求書に所要事項を記入して、下記あて 年 月 日までに必着するよう御返送ください。</p> <p>金額 円</p> <p>書類の送り先</p> <p>(注意) 上記の期日までに返送されないときは、支払が遅れるこ とになりますので、御注意ください。</p>	<p style="text-align: center;"><u>清算金のお支払について</u></p> <p>清算金は、次の要領でお支払しますから、よくお読みのうえ、必要 な手続をしてください。</p> <p>1 請求書は、同封の請求書の記入例を参考に御記入のうえ、 課あて返送してください。</p> <p>2 お支払の方法としては、次の2つがあります。</p> <p>(1) 口座振替 銀行に預金口座のある方は、この口座を御指定になれば交付金 は自動的にあなたの預金口座に振り込まれます。 この方法による支払を希望される場合は、同封の「口座振替依 頼書兼済通知書」に必要な事項を御記入のうえ、請求書とともに 御返送ください。なお、口座は受取人名義の口座に限ります。</p> <p>(2) 窓口払 で直接支払います。</p> <p>この場合には、必ず本状を持参してください。</p> <p>3 相続人等で受領される場合は、別途手続が必要ですから、あらか じめ 課まで御相談ください。</p> <p>4 住所・氏名に変更があつた場合は、 課まで御連絡く ださい。</p>
--	--

様式第10号

神戸第 号
年 月 日

様

神戸国際港都建設 地区
土地区画整理事業施行者

印

換地清算金等交付の供託通知書

神戸国際港都建設 地区 土地区画整理事業 工区に所在のあなたの宅地（又は宅地に存する権利）に関する清算金等は、 年 月 日に交付いたしますが、この宅地（又は権利）について 権が存していますので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第112条第1項の規定により供託することを通知します。

備考

先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託しなくてもよい旨の申出があつた場合は、供託しなくてもよいこととされていますので、別添の申出書に債権者の署名を受けて、下記あて 年 月 日までに提出してください。もし期間内に提出がない場合は、土地区画整理法第112条第1項の規定により供託します。

書類の送り先

様式第11号中「_____様」を「_____様」に、「分割交付
 しますから」を「分割交付しますので」に改める。

様式第12号及び様式第13号を次のように改める。

様式第12号

年 月 日								
神戸国際港都建設 地区 土地区画整理事業施行者 宛								
			先取特権者	住所				
			質権者	氏名				
			抵当権者	氏名				
換地清算金等供託不要申出書								
次の清算金等は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第112条第1項た だし書の規定によつて供託しなくてもよい旨を申し出ます。								
権利の 目的と なった 宅地	従前の宅地			換地			清算金また は減価補償 金	
	所在地	権利の 種類	権利の目的 となつてい る地積	所在地	権利の 種類	権利の目的 となつてい る地積		
								円
権利 者	住所							
	氏名							

参考 土地区画整理法

（抵当権等が存する場合の清算金等の供託）

第112条 施行者は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付する場合において、当該宅地又は権利について先取特権、質権又は抵当権があるときは、その清算金又は減価補償金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する債権者から供託しなくてもよい旨の申出があつた場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、同項の規定により供託された清算金又は減価補償金についてその権利を行うことができる。

様式第13号

年 月 日

神戸国際港都建設 地区
 土地区画整理事業施行者
 宛

申請者 住 所
 氏 名

換地清算金繰上交付申請書

次の理由により清算金のうち第 回以後の清算金は、繰り上げて交付されるよう申請します。

施行地区		地区 工区			
分割交付通知		年 月 日 第 号			
交付を受ける期日と金額	期日	金額			
		元金	利子	合計	
	年 月 日	円	円	円	
	・	・			
	・	・			
	・	・			
	・	・			
	・	・			
	・	・			
・	・				

繰上交付を申請する理由

(注意) 理由を証する書類を添付してください。

様式第14号中「_____様」を「 _____様」に、「交付期限」
を「期日」に、「計」を「合計」に、

「備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。 _____を
B5」

「備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。」
に改める。

(土地区画整理審議会委員選挙取扱規則の一部改正)

第2条 神戸市土地区画整理審議会委員選挙取扱規則(昭和47年7月規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(この規則の趣旨)	(この規則の趣旨)
<p>第1条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第56条の規定により設置する神戸市土地区画整理審議会の委員の選挙(以下「選挙」という。)の取扱いに関しては、法令その他に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(選挙管理者の職務代理者)</p> <p>第12条 市長は、選挙管理者に事故があり、又は選挙管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ、投票及び開票に関する事務を担当させる職員のうちから任命して<u>おかなければならない</u>。</p>	<p>第1条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第56条 <u>又は第70条</u>の規定により設置する神戸市土地区画整理審議会の委員の選挙(以下「選挙」という。)の取扱いに関しては、法令その他に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(選挙管理者の職務代理者)</p> <p>第12条 市長は、選挙管理者に事故があり、又は選挙管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ、投票及び開票に関する事務を担当させる職員のうちから任命して<u>置かなければならない</u>。</p>

様式第1号から様式第13号までを次のように改める。

様式第1号（基本（補充）選挙人名簿（抄本））

番号	氏名	住所	性別	生年月日	選挙人 対照印	備考
			男・女	年 月 日		
			男・女	年 月 日		

備考

- 1 名簿は、土地所有者又は借地権者の数により、それぞれの選挙人名簿を適宜に分けて閉じることができる。
- 2 名簿の表紙には、次のとおり記載すること。

	年 月 日現在調
	神戸国際港都建設事業
冊 の う ち 第 号	地区（ 地区 工区）土地区画整理審議会委員
	基本（補充）選挙人名簿（抄本）
	地区（ 地区 工区）土地所有者（借地権者）

- 3 名簿の巻末には、次のとおり記載すること。

この基本（補充）選挙人名簿は、 年 月 日から2週間 の場所
において縦覧させ、 年 月 日確定したものである。

神戸市長 印

この基本（補充）選挙人名簿抄本は、 年 月 日確定の基本（補充）選
挙人名簿に基づいて調製したものである。

神戸市長 印

様式第2号（選挙人名簿に対する異議申立書）

年 月 日

神戸市長 宛

申立人 氏名

異議申立書

年 月 日現在調製の神戸国際港都建設事業 地区（ 地区
工区）土地区画整理審議会委員土地所有者（借地権者）選挙人名簿を縦覧
したところ、次のとおり脱漏又は誤記があるので、名簿の修正を申し立てます。

誤	正

様式第3号（立候補届）

年 月 日

神戸市長 宛

立候補者
土地所有者（借地権者）氏名

神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区）
土地区画整理審議会委員立候補届

次のとおり立候補の届出をします。

ふりがな			
候補者氏名			性別 男・女
本籍			
住所			
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
権利者別	土地所有者（借地権者）	職業	
選挙	年 月 日 神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 執行 工区）土地区画整理審議会委員選挙		
備考			

（記載上の注意）

- 1 職業欄にはなるべく詳しく記載すること。
- 2 備考欄には公職等があれば記載すること。

様式第4号（立候補推薦届）

年 月 日

神戸市長 宛

推薦者

住所

土地所有者（借地権者）氏名

年 月 日生

神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区）

土地区画整理審議会委員立候補推薦届

次のとおり関係書類を添えて立候補推薦の届出をします。

ふりがな			
候補者氏名			性別 男・女
本籍			
住所			
生年月日	年 月 日 （満 歳）		
権利者別	土地所有者（借地権者）	職業	
選挙	年 月 日 神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区）土地区画整理審議会委員選挙 執行		
添付書類	立候補承諾書		
備考			

（記載上の注意）

- 1 職業欄にはなるべく詳しく記載すること。
- 2 備考欄には公職等があれば記載すること。

様式第5号（立候補承諾書）

年 月 日

推薦届出者 様

住所

土地所有者（借地権者）氏名

印

神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区）

土地区画整理審議会委員立候補承諾書

年 月 日執行の神戸国際港都建設事業 地区（ 地区
工区）土地区画整理審議会委員選挙において、土地所有者（借地権者）
のうちから選挙される委員の候補者となることを承諾します。

様式第6号（立候補辞退届）

年 月 日

神戸市長 宛

候補者 氏名

神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区）
土地区画整理審議会委員立候補辞退届

次のとおり立候補辞退の届出をします。

- 1 候補者 氏名
- 2 権利者別 土地所有者（借地権者）
- 3 理 由

様式第7号（立会人の選任通知書）

第 号
年 月 日

選挙立会人依頼者

様

神戸市長

印

選挙立会人選任通知書

年 月 日執行の神戸国際港都建設事業 地区（ 地区
工区）土地区画整理審議会委員選挙の土地所有者（借地権者）立会人
に選任いたしましたので、ご承認のうえ、次のとおりお越してください。

1 投票

参会の日時 年 月 日 午前・午後 時 分
参会の場所

2 開票

参会の日時 年 月 日 午前・午後 時 分
参会の場所

様式第8号（選挙場入場券）

表

契印		名簿対照印	
年 月 日 執行			
神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区） 選挙場入場券 No. _____			
土地区画整理審議会委員選挙			
選挙人	住所		
	氏名	様	
選挙の場所			
選挙の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		

・この入場券は必ず選挙場へ持ってきてください。
 ・入場券を失った方は、選挙場へ申し出て投票してください。
 ・この入場券は、他人が使うことはできません。

神戸市長 印

(裏面をご覧ください)

裏

注 意

この選挙は、神戸市が施行する土地区画整理事業の施行地区（又は工区）の内の宅地について権利を有する者が、その権利について意見を述べることができる（法律に定める権限を行う。）委員を選出するものです。十分御留意のうえ投票してください。

- 1 この選挙は、不在者投票をすることができません。
- 2 記名者（選挙人）が未成年でも投票できます。
- 3 選挙人が未成年者の場合や死亡している場合でも代理投票はできません。
- 4 2人以上で権利を持っている場合は、その権利者のうち代表者1人を選任して施行者に通知済みの代表者1人に限り投票することができます。
- 5 選挙人が法人の場合は「投票者指定通知書」によりその法人の指定する者1人だけが投票できます。
- 6 投票用紙は、入場券と引換えに選挙場でお渡しします。
- 7 投票用紙には、候補者のうちから委員として適当なものの氏名を1人書いて投票してください。
- 8 投票用紙には、候補者の氏名のほかは、何も書かないでください。
- 9 候補者の氏名は、選挙場に掲示します。

様式第9号（投票用紙）

<p style="margin: 0;">注 意</p> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">1 土地所有者（借地権者）の候補者の氏名を欄内に1人書くこと。</p> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">2 候補者でないものの氏名を書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin: 10px 0;"></div> <p style="margin: 0 0 10px 20px;">候補者氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0 0 0;">神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区）</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 0 0;">土地区画整理審議会委員選挙投票神戸市長の印</p>

備考

- 1 土地所有者の投票用紙は白色のものを使用し、借地権者の投票用紙は桃色のものを使用すること。
- 2 点字投票用紙については、投票用紙に点字投票である旨の印を押すこと。

様式第10号（有効投票決定書）

候補者氏名			
票			
選挙管理者			
立 会 人			
係 名		係 名	
押印欄		押印欄	

様式第11号（無効投票内訳書）

神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区）		土地所有者 （借地権者）					
土地区画整理審議会委員選挙 無効投票内訳書							
番号	内訳						
1	所定の用紙を用いないもの						
2	候補者となることができないものの氏名を記載したもの						
3	2人以上の候補者の氏名を記載したもの						
4	被選挙権のないものの氏名を記載したもの						
5	候補者の氏名のほか他事を記載したもの						
6	候補者の氏名を自書しないもの						
7	候補者の何人を記載したか確認し難いもの						
8	候補者でない者の氏名を記載したもの						
9	単に雑事を記載したもの						
10	単に記号符号を記載したもの						
11	白紙のもの						
12	その他						
合 計							
選挙 管理者		立会人		係		係	

様式第12号（当選通知書）

第 号
年 月 日

様

神戸市長

印

当選通知書

あなたは、神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区）土地区画整理審議会委員選挙において、土地所有者（借地権者）のうちから選挙される委員（委員についての予備委員）に当選されましたので、通知します。

様式第13号（選挙録）

年 月 日 執行		神戸国際港都建設事業 地区（ 地区 工区） 土地区画整理審議会委員選挙録			土地所有者 （借地権者）			
1	選挙場							
2	選挙立会人	氏 名	投票参会時刻	開票参会時刻	辞退の時刻及び理由			
3	選挙管理者 の選任した 者				/			
4	投票日時	年 月 日 午前・午後 時 分 開始 年 月 日 午前・午後 時 分 終了						
5	投票の状況		選挙人名簿登録者	投票者	施行令第31条によるもの	棄権者	投票率	
		男						
		女						
	計	人	人	人	人	%		
6	投票用紙再 交付者	氏名 再交付の理由						
7	投票事務従 事者	総数 人の内 1 局の職員 人 2 その他 人						
8	開票日時	年 月 日 午前・午後 時 分 開始 年 月 日 午前・午後 時 分 終了						
9	開票の結果							
①	投票の内訳	投票総数	票	有効投票	票	無効投票	票	
						無効投票率	%	
②	有効投票の内 訳	施行令第34条第2項以外の投票		票	内 訳	氏名を記載したもの	氏名	票
		同条第2項の同一氏名・氏 又は名のみを記載したもの	氏名			票		
			氏を記載したもの			氏	票	
			名を記載したもの			名	票	
			名			票		
		その他		票				
同条第3項 により当該 候補者にあ ん分したも の	あん分したも のの総数		票					
候補者氏名	票	氏名	氏	名	その他			

③ 無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの	候補者となることができない者の氏名を記載したもの	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のないものの氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか他事を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの
	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	候補者でない者の氏名を記載したもの	単に雑事を記載したもの	単に記号符号を記載したもの	白紙のもの	その他
10 開票事務従事者	総数 人の内 1 局の職員 人 2 その他 人					
11 各候補者の得票数	候補者氏名	得票数	候補者氏名	得票数	候補者氏名	得票数

年 月 日調製

選挙管理者

われわれは、この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

委員及び予備委員の当選人を確認したもの	委員	氏名	性別	年齢	得票数	職業	予備委員	氏名	性別	年齢	得票数	職業		

神戸市長

印

備考

- 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合には、選挙人名簿登録番号、住所等を記載して確認することができるようにしなければならない。
- この様式に掲げる事項のほか、選挙管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

訓令甲第11号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月9日

神戸市長 久 元 喜 造

電子署名規程の一部を改正する訓令

電子署名規程（平成18年3月訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみが存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 電子署名カード 半導体集積回路を一体として組み込んだカードであって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 電子署名カード 半導体集積回路を一体として組み込んだカード <u>（以下「ICカード」という。）</u>であって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。</p>

(5) カード型電子署名管理者 電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者であって、電子署名カードによる電子署名を行うものをいう。

(6) 非カード型電子署名管理者 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)第2条第1項第3号に規定する支出担当者であって、その所管に係る次条ただし書きに規定する他の方法(電子署名カードにより行うものを除く。)による電子署名を行うものをいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、行財政局担当課長(総務・文書改革担当)(以下「総務・文書改革担当課長」という。)及び企画調整局デジタル戦略部担当課長(情報政策担当)の合議を得たものについては、他の方法により電子署名を行うことができる。

(電子署名カード)

第4条 電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等及び当該電子署名カードに係るカード型電子署名

(5) カード管理者 電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者をいう。

(電子署名)

第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、行財政局業務改革課長を経由しての行財政局長及び企画調整局デジタル戦略部担当課長(マイナンバー推進担当)の合議(次条において「行財政局長等の合議」という。)を得たものについては、他の機関が発行する電子署名カードを用いて電子署名を行うことができる。

(電子署名カード)

第4条 電子署名に用いる職名等及び当該電子署名に係るカード管理者は、別表のとおりとする。ただし、行

管理者は、別表のとおりとする。ただし、行財政局長が認めた場合は、この限りでない。

2 別表左欄に掲げる職（市長及び会計管理者を除く。）にある職員（以下この項において「被代行職員」という。）に事故があるためその事務を代行する職員及び被代行職員が欠けたためその事務を取り扱う職員は、被代行職員の電子署名を使用することができる。

（電子署名カードの交付等）

第5条 電子署名カードの交付は、総務・文書改革担当課長が行う。

2 別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、組織認証局が指定する様式により、総務・文書改革担当課長に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

3 総務・文書改革担当課長は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを管理台帳に登録の上、カード型電子署名管理者に交付しなければならない。

4 カード型電子署名管理者は、毎年

財政局長等の合議を得たものは、この限りでない。

（電子署名カードの発行等）

第5条 電子署名カードの発行は、行財政局長が行う。

2 別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、電子署名カード用のICカードを添えて、書面により行財政局長に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

3 行財政局担当課長（総務・文書改革担当）（以下「総務・文書改革担当課長」という。）は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを管理台帳に登録の上、カード管理者に交付しなければならない。

4 カード管理者は、毎年7月1日、総

7月1日に総務・文書改革担当課長にその保管する電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。

(電子署名カードの管理)

第6条

電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

2 カード型電子署名管理者は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れて鍵をかけなければならない。

3 カード型電子署名管理者は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(非カード型電子署名に係る届出)

第7条 非カード型電子署名管理者は、第3条ただし書きの規定により他の方法による電子署名(電子署名カードにより行うものを除く。)を行うこととなったときは、あらかじめ、

総務・文書改革担当課長にその保管する電子署名カードの名称、数量等を報告しなければならない。

(電子署名カードの管理)

第6条 電子署名カードの保管、使用その他の事務については、公文書管理規程第6条第1項に規定する公文書主任(以下単に「公文書主任」という。)がカード管理者の指示により行わなければならない。

2 電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

3 公文書主任は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れてかぎをかけなければならない。

4 公文書主任は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(電子署名カードの使用)

第7条 公文書主任は、電子署名カードを使用するときは、電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

別に定める所要事項を総務・文書改革担当課長に届け出なければならぬ。

2 総務・文書改革担当課長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を管理台帳に登録しなければならない。

(非カード型電子署名管理者)

第8条 第3条ただし書きに規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）は、行財政局長が特に認める場合は、第2条第6号の規定にかかわらず、非カード型電子署名管理者以外の者が

2 公文書主任は、起案者又は文書取扱者に電子署名使用簿に所要事項を記載させた後、電子署名カードを使用するものとする。ただし、神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）第2条及び第3条に規定する事務のために電子署名カードを使用するときは、電子署名使用簿の記載を省略することができる。

3 公文書主任が不在の場合は、カード管理者があらかじめ定める者に電子署名カードを使用させることができる。

4 やむを得ない理由により、電子署名カードを執務時間以外の時間に使用しようとするときは、あらかじめカード管理者の承認を受けなければならない。

(職務代行等の場合の電子署名)

第8条 別表左欄に掲げる職にある職員（以下「被代行職員」という。）に事故があるためその事務を代行する職員及び被代行職員が欠けたためその事務を取り扱う職員は、被代行職員の電子署名を使用することができ

行うことができる。

2 非カード型電子署名管理者に事故があるとき、又は非カード型電子署名管理者が欠けたときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

3 前項の場合において、部局の長は、非カード型電子署名管理者の事務を代行させようとするときは、あらかじめ代行させようとする者の職及び氏名を総務・文書改革担当課長に届け出なければならない。

(電子署名使用簿等)

第9条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録に係る決裁文書の起案者に電子署名使用簿に所要事項を記録させなければならない。ただし、神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）第2条及び第3条に規定する事務のために電子署名を行うときは、電子署名使用簿の記録を省略することができる。

2 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠

る。

(電子署名カードに係る事故報告)

第9条 カード管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、行財政局長に書面により報告しなければならない。

- (1) 個人識別番号の亡失により電子署名カードが使用できなくなったとき。
- (2) 電子署名カードが破損したことにより使用できなくなったとき。
- (3) 電子署名カードについて盗難、紛失その他の事故があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、電子署名カードが不正に使用され、又は不正に使用される可能性がある状態になったとき。

書類と相違ないことを確認しなければならない。

(電子署名に係る事故報告)

第10条 カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、個人識別番号を亡失したとき、電子署名カードの紛失又は盗難があったとき、電子署名が不正に行われ、又は不正に行われる可能性がある状態になったときその他電子署名に係る事故があったときは、直ちに、総務・文書改革担当課長に報告しなければならない。

(電子署名の廃止)

第11条 電子署名カードの使用を廃止する場合及び第3条ただし書きに規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）を行わないこととする場合は、総務・文書改革担当課長に別に定める様式により届け出なければならない。

(施行細目の委任)

第12条 この訓令の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

別表（第4条関係）

電子署名カードにより	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
------------	----------------------

(電子署名カードの廃止)

第10条 電子署名カードの廃止は、行財政局長が行う。

2 カード管理者は、前条各号に該当するとき又は電子署名カードを廃止しようとするときは、書面により行財政局長に申請しなければならない。

3 廃止した電子署名カードは、遅滞なく、総務・文書改革担当課長に返却しなければならない。

(施行細目の委任)

第11条 この訓令の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

別表（第4条、第5条関係）

電子署名に用いる職名	当該電子署名に係るカード管理者
------------	-----------------

行う電子署名に用いる職名等

市長	総務・文書改革担当課長
市長職務代理人	

[略]	[略]
-----	-----

会計管理者	会計室会計課長
会計管理者職務代理人	

[略]	[略]
-----	-----

区長	[略]
----	-----

部（区役所の部を含む。）若しくは部に相当する室若しくは本部又は課（区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の課を含む。）若し	各事務主管課の長（当該事務を掌理する担当課長を含む。）
--	-----------------------------

等

市長	総務・文書改革担当課長

[略]	[略]
-----	-----

会計管理者	会計室会計課長

[略]	[略]
-----	-----

区長	[略]
----	-----

くは課に
相当する
室、センタ
ー若しく
はラボの
長

附 則

この訓令は、令和4年3月10日から施行する。

告 示

神戸市告示第799号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

三宮保管所及び湊町保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 1台	令和4年2月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話511-0515

元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 1台	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和4年2月4日
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 2台	令和4年2月7日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 2台	令和4年2月9日
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和4年2月12日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 37台 原動機付自転車 0台	令和4年2月15日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 57台 原動機付自転車 1台	令和4年2月18日
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺	自転車 37台	令和4年2

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月21日
	元町駅周辺	自転車	7台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	春日野道駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	駐輪場内	自転車	2台	
		原動機付自転車	0台	
	三宮駅周辺	自転車	16台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	令和4年2
	元町駅周辺	自転車	12台	月26日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	中央区・兵庫区長期放置	自転車	99台	令和4年2
		原動機付自転車	5台	月28日
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺	自転車	14台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	兵庫駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新開地駅周辺	自転車	16台	令和4年2
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月3日
	湊川駅周辺	自転車	14台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	駐輪場内	自転車	2台	
		原動機付自転車	0台	
	神戸駅周辺	自転車	14台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	兵庫駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新開地駅周辺	自転車	6台	令和4年2
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月8日
	湊川駅周辺	自転車	16台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	駐輪場内	自転車	5台	
		原動機付自転車	0台	
	神戸駅周辺	自転車	16台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	令和4年2
	新開地駅周辺	自転車	10台	月16日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和4年2 月25日
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 11台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第800号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる告示は、令和4年3月31日限り、廃止する。

- (1) 条例第10条第1項に規定する都市景観形成地域の指定（平成19年8月告示第286号、第288号、第290号、第292号、第294号及び第296号並びに平成25年7月告示第282号）
- (2) 条例第11条第1項に規定する景観形成方針及び同条第3項に規定する景観形成基準（平成19年8月告示第287号、第289号、第291号、第293号、第295号及び第297号、平成22年3月告示第655号、第656号、第657号、第658号及び第659号並びに平成25年7月告示第282号）
- (3) 条例第27条第1項に規定する景観形成指定建築物等届出地域の指定（昭和61年3月告示第241号、平成18年2月告示第522号及び平成19年8月告示第301号）
- (4) 条例第27条の2第1項に規定する景観形成指定建築物等誘導基準（平成19年8月告示第302号、平成22年3月告示第660号及び平成24年12月告示第581号）
- (5) 条例第31条の4第1項第5号ウに規定する市長が定めるもの（平成25年3月告示第744号）

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

神戸市告示第801号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台	令和4年2月1日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1建設局西部建設事務所電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 27台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 1台	令和4年2月2日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 2台		

須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台	令和4年2 月3日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 1台	令和4年2 月8日
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台	令和4年2 月9日
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅 周辺自転車等放置禁止 区域	自転車 3台	令和4年2 月15日
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 11台 原動機付自転車 2台	令和4年2 月16日
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台	令和4年2 月17日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 24台	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台	令和4年2 月24日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 17台 原動機付自転車 3台	

神戸市告示第802号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2865290544	池内訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区玉津町高津橋	株式会社Unity	兵庫県神戸市西区玉津町高津橋349	令和4年3月1日	介護予防訪問看護

		349番地C 棟103号室		番地C棟103 号室		
2865290544	池内訪問看護ステーション	兵庫県神戸市西区玉津町高津橋349番地C棟103号室	株式会社Unity	兵庫県神戸市西区玉津町高津橋349番地C棟103号室	令和4年3月1日	訪問看護
2865290551	訪問看護ステーションアポロ	兵庫県神戸市西区高雄台24-28-204	合同会社APOLLO	兵庫県三木市志染町青山2丁目11番地の7	令和4年3月1日	介護予防訪問看護
2865290551	訪問看護ステーションアポロ	兵庫県神戸市西区高雄台24-28-204	合同会社APOLLO	兵庫県三木市志染町青山2丁目11番地の7	令和4年3月1日	訪問看護
2870603541	適寿訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	医療法人社団康人会	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番32号	令和4年3月1日	訪問介護
2870603558	訪問介護シエル	兵庫県神戸市長田区水笠通3丁目5番22-101号	合同会社ciel	兵庫県神戸市長田区上池田4丁目10番3号	令和4年3月1日	訪問介護
2870603566	ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3-10-12	株式会社ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3-10-12	令和4年3月1日	介護予防福祉用具貸与
2870603566	ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3-10-12	株式会社ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3-10-12	令和4年3月1日	特定介護予防福祉用具販売
2870603566	ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3-10-12	株式会社ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3-10-12	令和4年3月1日	特定福祉用具販売
2870603566	ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3-10-12	株式会社ケアリンク	兵庫県神戸市長田区房王寺町3-10-12	令和4年3月1日	福祉用具貸与

		王寺町3-10-12		王寺町3-10-12		
2870603574	地域事業振興社	兵庫県神戸市長田区四番町6丁目54番地	一般社団法人地域事業振興社	兵庫県神戸市長田区四番町6丁目54番地	令和4年3月1日	訪問介護
2870703465	F a m i l i a r	兵庫県神戸市須磨区一ノ谷町4丁目2-18	F a m i l i a r 株式会社	兵庫県神戸市須磨区一ノ谷町4丁目2番18号	令和4年3月1日	訪問介護
2875004117	かれん訪問介護ステーション	兵庫県神戸市北区菖蒲が丘1丁目534-59 メディケアレジデンス神戸北1階	株式会社香蓮精舎	兵庫県神戸市北区菖蒲が丘1丁目534-59	令和4年3月1日	訪問介護

神戸市告示第803号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870603541	適寿訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	医療法人社団康人会	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番32号	令和4年3月1日	介護予防訪問サービス
2870603541	適寿訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	医療法人社団康人会	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番32号	令和4年3月1日	生活支援訪問サービス
2870603558	訪問介護シエル	兵庫県神戸市長田区水	合同会社ciel	兵庫県神戸市長田区上	令和4年3月1日	介護予防訪問サービス

		笠通3丁目 5番22-101号		池田4丁目 10番3号		
2870603558	訪問介護シ エル	兵庫県神戸 市長田区水 笠通3丁目 5番22- 101号	合同会社 ciel	兵庫県神戸 市長田区上 池田4丁目 10番3号	令和4年3 月1日	生活支援訪 問サービス
2870603574	地域事業振 興社	兵庫県神戸 市長田区四 番町6丁目 54番地	一般社団法 人地域事業 振興社	兵庫県神戸 市長田区四 番町6丁目 54番地	令和4年3 月1日	介護予防訪 問サービス
2870603574	地域事業振 興社	兵庫県神戸 市長田区四 番町6丁目 54番地	一般社団法 人地域事業 振興社	兵庫県神戸 市長田区四 番町6丁目 54番地	令和4年3 月1日	生活支援訪 問サービス
2870703465	F a m i l i a r	兵庫県神戸 市須磨区一 ノ谷町4丁 目2-18	F a m i l i a r株式 会社	兵庫県神戸 市須磨区一 ノ谷町4丁 目2番18号	令和4年3 月1日	介護予防訪 問サービス
2870703465	F a m i l i a r	兵庫県神戸 市須磨区一 ノ谷町4丁 目2-18	F a m i l i a r株式 会社	兵庫県神戸 市須磨区一 ノ谷町4丁 目2番18号	令和4年3 月1日	生活支援訪 問サービス
2875004117	かれん訪問 介護ステー ション	兵庫県神戸 市北区菖蒲 が丘1丁目 534-59 メディケア レジデンス 神戸北1階	株式会社香 蓮精舎	兵庫県神戸 市北区菖蒲 が丘1丁目 534-59	令和4年3 月1日	介護予防訪 問サービス
2895000475	桜とさくら。 神戸すずら ん台	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字向 井谷20番地	S t e p S . P . F 株式会社	滋賀県大津 市長等2丁 目5番11号	令和4年3 月1日	介護予防通 所サービス
2895100150	くるみリハ	兵庫県神戸 市中央区坂 口通5丁目	株式会社F S F	兵庫県神戸 市中央区坂 口通5丁目	令和4年3 月1日	介護予防通 所サービス

		3番12号杉原ビル103号		3番12号		
--	--	---------------	--	-------	--	--

神戸市告示第804号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2895000475	桜とさくら。神戸すずらん台	兵庫県神戸市北区山田町小部字向井谷20番地	Step S. P. F 株式会社	滋賀県大津市長等2丁目5番11号	令和4年3月1日	地域密着型通所介護
2895100150	くるみりハ	兵庫県神戸市中央区坂口通5丁目3番12号杉原ビル103号	株式会社FSF	兵庫県神戸市中央区坂口通5丁目3番12号	令和4年3月1日	地域密着型通所介護

神戸市告示第805号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870702657	花鳳居宅介護支援事業	兵庫県神戸市須磨区妙	有限会社花鳳	兵庫県神戸市須磨区妙	令和4年2月11日	居宅介護支援

	所	法寺字谷野 144番地の 1		法寺字谷野 144番地の 1		
2870503691	ケアプラン センター結	兵庫県神戸 市兵庫区上 三条町8- 12	一般社団法 人フェリシ モ	兵庫県神戸 市兵庫区上 三条町8番 12号	令和4年2 月28日	居宅介護支 援
2870603327	らいふさぼ ーとリーベ	兵庫県神戸 市長田区西 山町3丁目 11番15号	合同会社リ ーベ	兵庫県神戸 市長田区西 山町3丁目 11番15号	令和4年2 月28日	訪問介護
2870603368	ケアサポー ト花山	兵庫県神戸 市長田区花 山町2丁目 11番23号	株式会社ラ イフ・ク リエイト・ パートナー ズ	兵庫県神戸 市長田区花 山町2丁目 11番23号	令和4年2 月28日	訪問介護
2870803976	あしすとケ アサービス	兵庫県神戸 市垂水区下 畑町鳥ヶ蔵 山1815-31	株式会社明 光テック	兵庫県神戸 市西区玉津 町高津橋 627の3	令和4年2 月28日	居宅介護支 援
2875103489	あいL i f eケアセン ター	兵庫県神戸 市中央区協 浜町一丁目 2番3号503 号室	株式会社あ いぶらす	兵庫県神戸 市長田区海 運町2-1 -2	令和4年2 月28日	居宅介護支 援
2875201549	居宅介護支 援センター あけぼの	兵庫県神戸 市西区曙町 16あけぼの ビル	医療法人社 団なごみ会	兵庫県明石 市朝霧台 1120-4	令和4年2 月28日	居宅介護支 援

神戸市告示第806号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870603368	ケアサポート花山	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	株式会社ライフ・クリエイト・パートナーズ	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	令和4年2月28日	介護予防訪問サービス
2870603368	ケアサポート花山	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	株式会社ライフ・クリエイト・パートナーズ	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	令和4年2月28日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第807号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
松田・神戸クリニック	神戸市中央区御幸通5丁目2番5号	令和4年3月1日
いわもと医院	神戸市西区岩岡町岩岡890番地の6	令和4年2月1日
なかにし歯科ホームケアクリニック	神戸市東灘区本庄町1丁目8番13号	令和4年2月1日
ひつじ薬局 長田店	神戸市長田区駒ケ林町2丁目19番13号	令和4年3月1日
グリーン薬局 白川台店	神戸市須磨区東白川台1丁目18番7	令和4年2月1日
ペンギン薬局	神戸市垂水区城が山5丁目5番6号	令和4年2月1日
クロス薬局	神戸市中央区元町通2丁目8番14号	令和4年2月1日
訪問看護ステーション風	神戸市灘区城の下通2丁目9番7号	令和4年2月1日
池内訪問看護ステーション	神戸市西区玉津町高津橋349番地	令和4年3月1日

神戸市告示第808号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) キリン堂薬局 兵庫店	神戸市兵庫区和田宮通5丁目1番12号	令和4年2月1日
(旧) サンコー薬局 兵庫店		

神戸市告示第809号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
梶川医院	神戸市東灘区魚崎北町4丁目14番11号	平成28年6月10日
島崎内科クリニック	神戸市長田区高取山町1丁目4番1号	令和3年11月30日
いわもと医院	神戸市西区岩岡町岩岡890番6号	令和4年1月31日
阪神調剤薬局 白川台店	神戸市須磨区東白川台1丁目18番地の7	令和4年1月31日
訪問看護ステーション風	神戸市灘区八幡町2丁目6番11号	令和4年1月31日

神戸市告示第810号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
訪問看護ステーション風	神戸市灘区城の下通2丁目9番7号	合同会社贅鷹	神戸市灘区城の下通2丁目9番7号	令和4年2月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第811号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) キリン堂薬局 兵庫店 (旧) サンコー薬局兵庫店	神戸市兵庫区和田宮通5丁目1番12号	株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原4丁目5番36号	令和4年2月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
(新) 特別養護老人ホームラグナケア中道 (旧) 特別養護老人ホームパーマリー・イン中道	神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号	社会福祉法人報恩会	神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号	令和4年1月1日	短期入所生活介護 介護老人福祉施設
(新) ラグナケア千鳥山荘	神戸市兵庫区千鳥町3丁目5番1号	(福) 報恩会	神戸市兵庫区中道通6丁目	令和4年1月1日	訪問介護 通所介護 短期入所生活介護

(旧) パーマ リィ・イン千 鳥山荘					介護予防訪 問介護 介護 予防通所介護 介護予防短期 入所生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問 サービス 介 護予防通所サ ービス
(新) ラグナ ケア春日台 (旧) パーマ リィ・イン西 神春日台	神戸市西区春 日台7丁目45 番2号	社会福祉法人 報恩会	神戸市兵庫区中 道通6丁目1番 33号	令和4年1 月1日	訪問介護 通 所介護 短期 入所生活介護 介護予防訪 問介護 介護 予防通所介護 介護予防短期 入所生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問 サービス 介 護予防通所サ ービス
(新) 特別養 護老人ホーム ラグナケア春 日台 (旧) 特別養 護老人ホーム パーマリィ・ イン西 神春日台	神戸市西区春 日台7丁目45 番2号	社会福祉法人 報恩会	神戸市兵庫区中 道通6丁目1番 33号	令和4年1 月1日	介護老人福祉 施設

神戸市告示第812号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
訪問看護ステーション風	神戸市灘区八幡町2丁目6番11号	合同会社贅鷹	神戸市灘区八幡町2丁目6番11号	令和4年1月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第813号

神戸国際会議場条例（昭和55年10月条例第35号）第18条の規定により神戸国際会議場の管理に関する業務について、指定管理者の指定を受けた神戸コンベンションコンソーシアム（代表者 一般財団法人神戸観光局）が、同条例第8条第1項の規定により、その収入として收受する神戸国際会議場の利用に係る料金（以下「利用料金」という）について、同条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 神戸国際会議場の利用料金

(1) 各施設の利用料金

ア メインホール、メインホール講師控室等控室及びリハーサル室（以下「メインホール等」という）の利用料金

施設	利用料金(単位 円)							
	使用時間 使用区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の利用料金 (30分につき)
メインホール等	平日	75,000	98,000	114,000	139,000	185,000	218,000	20,000
	土曜日、日曜日及び休日	113,000	130,000	147,000	202,000	249,000	287,000	24,000

イ メインホール等を除く施設の利用料金

施設		利用料金(単位 円)							
室名	面積 (単位平方メートル)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	終日 (午前9時から午後9時まで)	時間外の利用料金 (30分につき)	
国際会議室	387	90,000	117,000	117,000	186,000	210,000	271,000	23,000	
レセプションホール	272	47,000	62,000	62,000	99,000	113,000	144,000	12,000	
中・小会議室	501	233	42,000	55,000	55,000	88,000	98,000	128,000	11,000
	502	233							
	401	130	24,000	30,000	30,000	49,000	54,000	71,000	6,000
	402	99	18,000	23,000	23,000	36,000	42,000	54,000	5,000
	403	100							
	503	88							
	504	90							
	505	95							
	302	66	12,000	15,000	15,000	24,000	27,000	35,000	3,000
	404	62							
	405	64							
	406	64							
	303	40	8,000	10,000	10,000	15,000	17,000	22,000	2,000
	304	42							
	305	42							
	306	42							
307	42								
407	42								

備考

- アの表に規定する施設の規模は、メインホールについては575平方メートル(692席)、メインホール講師等控室については32平方メートル、リハーサル室については104平方メートルとする。
- この表に規定する利用料金は、条例第9条第1項に規定する特別の設備若しくは器具の設置若しくは使用又は施設の原状の変更がない場合(以下「基本型」という)の利用料金とする。
- 使用者が入場者から最高額5,000円を超える入場料若しくはこれに類する金員を徴収する場合又は物品の販売を行う場合の利用料金は、この表に規定する額に150パーセン

トを乗じて得た額とする。

4 練習又は準備のために使用する場合の利用料金（時間外の利用料金を除く）は、この表に規定する額に50パーセントを乗じて得た額とする。

5 時間外の利用料金は、30分未満の端数を30分として計算する。

6 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) 全施設の利用料金

施設区分	利用料金	時間外の利用料金
全施設	1日につき 1,200,000円	30分につき 92,000円
5階会議室（501～505）を除く全施設	1日につき 935,000円	30分につき 72,000円
メインホール等を除く全施設	1日につき 1,057,000円	30分につき 88,000円
メインホール等及び5階会議室（501～505）を除く全施設	1日につき 757,000円	30分につき 63,000円

備考

1 この表に規定する利用料金は、基本型の利用料金とする。

2 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 使用者が入場者から最高額5,000円を超える入場料若しくはこれに類する金員を徴収する場合又は物品の販売を行う場合の利用料金は、この表に規定する額に150パーセントを乗じて得た額とする。

4 練習又は準備のために使用する場合の利用料金（時間外の利用料金を除く）は、この表に規定する額に50パーセントを乗じて得た額とする。

5 時間外の利用料金は、30分未満の端数を30分として計算し、一部使用においては、その使用施設の種別に応じて、前号ア又はイの表の時間外の利用料金によるものとする。

(3) 附属設備の利用料金

附属設備		利用料金	
区分	品目又は種類		
舞 台 設 備	仮設舞台ステージ 1日目	1台1回につき	3,150円
	仮設舞台ステージ 2日目以降	1台1回につき	1,050円
	音響反射板	1式1回につき	8,000円
	所作台	1枚1回につき	400円
	平台	1枚1回につき	350円
	舞台用会議机	1脚1回につき	300円
	舞台用会議いす	1脚1回につき	300円
	舞台用折りたたみパイプいす	1脚1回につき	100円

	ベースいす	1脚1回につき	150円
	指揮者台（譜面台を含む）	1台1回につき	900円
	譜面台	1台1回につき	100円
	金屏風	1双1回につき	5,000円
	演台（大）	1台1回につき	1,500円
	演台（小）	1台1回につき	400円
	花台	1台1回につき	500円
	表彰盆	1個1回につき	200円
	大黒板	1台1回につき	1,000円
	白板	1台1回につき	400円
	メッセージボード	1台1回につき	1,570円
	簡易衝立	1台1回につき	1,570円
	手元灯	1個1回につき	100円
	タイムキーパー	1式1回につき	3,150円
	次演者・次座長表示灯	1式1回につき	2,100円
	めくり台	1台1回につき	1,050円
音 響 設 備	CDプレーヤー／MDプレーヤー	1台1回につき	3,150円
	デジタルレコーダー	1台1回につき	3,150円
	カセットテープレコーダー	1台1回につき	1,300円
	ステージスピーカー（大）	1台1回につき	2,500円
	ステージスピーカー（中）	1台1回につき	2,000円
	ステージスピーカー（小）	1台1回につき	1,100円
	会議用多回線マイクシステム	1台1回につき	2,620円
	コンデンサーマイク	1台1回につき	1,800円
	有線マイク	1台1回につき	1,300円
	ワイヤレスマイク	1台1回につき	2,600円
	タイピン型ワイヤレスマイク	1個1回につき	2,600円
	マイク用3点づり装置（マイク別）	1台1回につき	1,700円
	インターカムヘッドセット	1台1回につき	1,570円
	移動用ミキサー卓	1台1回につき	6,300円
	テレビ録画中継料	1式1回につき	13,000円
	ラジオ用録音中継料	1式1回につき	7,000円
	ミキシングセット持込利用料金	1式1回につき	6,000円
	録音料（レコーダー使用料別）	1式1回につき	4,000円
	照明設備Aセット（メインホール） ・ボードライト	1式1回につき	23,000円

照 明 設 備	・サスペンションライト 50灯		
	・シーリングスポット 30灯		
	・フロントサイドスポット 1式		
	・水平ライト 1式		
	照明設備Bセット (メインホール)		
	・ボーダーライト 3列		
	・サスペンションライト 30灯	1式1回につき	11,000円
	・シーリングスポット 24灯		
	・フロントサイドスポット 16灯		
	・水平ライト 1式		
照明設備Cセット (メインホール)			
・ボーダーライト 3列			
・サスペンションスポット 4灯	1式1回につき	5,000円	
・シーリングスポット 8灯			
・フロントサイドスポット 8灯			
ランプピンスポットライト 1KW	1台1回につき	2,600円	
センターピンスポットライト 2KW	1台1回につき	4,900円	
スポットライト 500W	1台1回につき	400円	
スポットライト 1KW	1台1回につき	600円	
バンドア 6インチ	1台1回につき	150円	
バンドア 8インチ	1台1回につき	150円	
エフェクトマシン (種板を含む)	1台1回につき	2,000円	
カラーフィルター	1式1枚につき	500円	
スポットライト (国際会議室用)	1台1回につき	1,300円	
映 写 設 備	パソコンプロジェクター(小) 1日目	1台1回につき	15,750円
	パソコンプロジェクター(小) 2日目以降	1台1回につき	10,500円
	パソコンプロジェクター(大) 1日目	1台1回につき	80,000円
	パソコンプロジェクター(大) 2日目以降	1台1回につき	50,000円
	パソコン切替えスイッチャー	1台1回につき	5,250円
	映写スクリーン (大)	1台1回につき	10,000円
	映写スクリーン (小)	1台1回につき	1,500円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	3,150円
	レーザーポインター	1個1回につき	1,050円
同 時 通 訳 設 備	同時通訳装置 (3チャンネルまで)	1式1回につき	58,000円
	同時通訳装置 (3チャンネルを超える分)	1チャンネル1回につき	7,000円
	仮設同時通訳ブース	1式1回につき	12,000円
	同時通訳ブース (同時通訳装置持込みの場合)	1室1回につき	6,000円

	同時通訳無線レシーバー 1日目	1個1回につき	600円
	同時通訳無線レシーバー 2日目以降	1個1回につき	400円
通信設備	貸出し電話機（通信費は実費）	1台1回につき	1,570円
	貸出しファクシミリ（通信費は実費）	1台1回につき	3,150円
	イントラ接続料（ケーブル別）	1室1回につき	2,000円
	LANケーブル（カテ5e）	1本1回につき	200円
	8ポートHUB	1台1回につき	1,000円
	インターネット接続料	1催事1回につき	8,000円
	その他	パントリー利用料金（パーティー）	1式1回につき
パントリー利用料金（コーヒープレイク）		1式1回につき	5,250円
テーブルクロス（白布）		1枚1回につき	520円
パーティー用丸テーブル		1台1回につき	1,050円
グランドピアノ（ヤマハCF）		1台1回につき	13,000円
ベルトパーテーション		1本1回につき	260円
誘導板		1台1回につき	210円
持込み器具電源使用料		1KWにつき	700円
コンベンションセンターネットワーク使用料		1式1回につき	52,500円

備考

- 1 利用の回数については、各施設の利用に伴い附属設備を利用する場合は神戸国際会議場条例別表第1号アの表又はイの表の使用時間区分のそれぞれの使用をもって1回の利用とする。ただし、第2号の表に規定する施設区分の欄に掲げる各施設の利用に伴い附属設備を使用する場合は1日の利用をもって1回の利用とする。
- 2 ピアノの利用料金には、調律料を含まない。
- 3 イントラ接続料には、配線料、電源使用料、その他技術料等は含まない。

2 施行日

この利用料金は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市告示第814号

神戸国際展示場条例（昭和55年10月条例第36号）第19条の規定により神戸国際展示場の管理に関する業務について、指定管理者の指定を受けた神戸コンベンションコンソーシアム（代表者 一般財団法人神戸観光局）が、同条例第8条第1項の規定により、その収入として収受する神戸国際展示場の利用に係る料金（以下「利用料金」という）について、同条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 神戸国際展示場の利用料金

- (1) 展示室等の利用料金

ア 複数の施設（駐車場を除く）を使用する場合の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
全施設（駐車場を除く）の使用	14,812	1日につき 2,671,000円	30分につき 167,000円		
1号館及び2号館（駐車場を除く）の使用	11,012	1日につき 2,160,000円	30分につき 135,000円		
1号館及び3号館の使用	9,953	1日につき 1,591,000円	30分につき 99,000円		
2号館（駐車場を除く）及び3号館の使用	8,659	1日につき 1,807,000円	30分につき 113,000円	1日につき 1,591,000円	30分につき 100,000円

イ 1号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位平方メートル)	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	6,153	1日につき 1,080,000円	30分につき 68,000円
展示室	1階の全部使用	3,000	1日につき 578,000円 30分につき 36,000円
	2階の全部使用	3,000	1日につき 609,000円 30分につき 38,000円
	2階の一部使用	1,700	1日につき 385,000円 30分につき 24,000円
		1,300	1日につき 297,000円 30分につき 19,000円
多目的室	153	1日につき 50,000円	30分につき 3,000円

ウ 2号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	4,859	1日につき 1,296,000円	30分につき 81,000円	1日につき 1,080,000円	30分につき 68,000円
展示室	北半分の利用	2,000	1日につき 512,000円 30分につき 32,000円	1日につき 400,000円	30分につき 25,000円
	南半分の利用	1,800	1日につき	30分につき	30分につき

			460,000円	29,000円	356,000円	22,000円
会議室	2階	340	1日につき 147,000円	30分につき 9,000円	1日につき 110,000円	30分につき 7,000円
		124	1日につき 53,000円	30分につき 4,000円	1日につき 40,000円	30分につき 3,000円
	3階	450	1日につき 194,000円	30分につき 12,000円	1日につき 146,000円	30分につき 9,000円
		145	1日につき 63,000円	30分につき 4,000円	1日につき 47,000円	30分につき 3,000円

エ 3号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	3,800	1日につき 657,000円	30分につき 41,000円	1日につき 511,000円	30分につき 32,000円
部分使用A	45m×47m 2,115	1日につき 394,000円	30分につき 25,000円	1日につき 307,000円	30分につき 19,000円
部分使用B	54m×47m 2,538	1日につき 460,000円	30分につき 29,000円	1日につき 358,000円	30分につき 22,000円
部分使用C	63m×47m 2,961	1日につき 526,000円	30分につき 33,000円	1日につき 409,000円	30分につき 26,000円
部分使用D	72m×47m 3,384	1日につき 591,000円	30分につき 37,000円	1日につき 460,000円	30分につき 29,000円

(2) 駐車場の利用料金

区分	利用料金	
普通駐車	最初の2時間までの料金	300円
	超過1時間までごとの追加料金(入庫後4時間まで)	150円
	4時間を超えた場合の料金(当日営業時間内)	750円
	車両宿泊料金(1泊につき)	1,000円
定期駐車	1箇所1ヶ月につき	30,000円

備考

- 1 使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、駐車場の使用時間については、自動車が入庫できる時間は午前8時から午後8時までとし、自動車が出庫できる時間は午前8時から午後8時30分までとする。
- 2 時間外の利用料金は、30分未満の端数を30分として計算する。
- 3 第1号ア・ウ・エの表に規定する展示使用は展示会、見本市又は興行に係るものを、集会使用は集会、会議、式典その他これらに類するものに係るものをいう。

4 2号館及び3号館を集会を使用する場合において、準備のために使用する時の利用料金（時間外の利用料金を除く）は、第1号ア、ウ及びエの表に規定する額に50パーセントを乗じて得た額とする。

(3) 附属設備の利用料金

品目又は種類	利用料金
ステージ	1台1回につき 2,500円
金屏風	1双1回につき 5,000円
可搬型音響調整装置卓	1台1回につき 10,000円
臨時音響設備持込料	1台1回につき 10,000円
ダイナミックマイク	1本1回につき 1,300円
ワイヤレスマイク	1本1回につき 2,600円
タイピン型ワイヤレスマイク	1本1回につき 2,600円
マイクロホンスタンド A	1台1回につき 400円
マイクロホンスタンド B	1台1回につき 300円
メインスピーカー	1台1回につき 1,800円
照明セット	1式1回につき 5,000円
持込照明器具利用料金	1KWにつき 700円
ピンスポット 2KW	1台1回につき 3,000円
映写スクリーン (特大)	1台1回につき 10,000円
映写スクリーン (大)	1台1回につき 5,000円
映写スクリーン (小)	1台1回につき 1,500円
テレビ録画中継料	1式1回につき 13,000円
ラジオ録音中継料	1式1回につき 7,000円
放送以外の録音料又は録画料	1式1回につき 4,000円
懸垂幕取付装置	1基1回につき 2,800円
表彰盆	1個1回につき 200円
スタッキングチェア (椅子)	1脚1回につき 100円
演台 (大) (中)	1台1回につき 1,500円
演台 (小)	1台1回につき 400円
花台	1台1回につき 500円
白板	1台1回につき 400円
手元灯	1台1回につき 100円
ミキシングセット持込利用料金	1式1回につき 6,000円
特殊電源利用料金	1KWにつき 700円
屋内スペース	1㎡につき 300円

インターネット接続料（1号館）	1式1回につき	8,000円
インターネット接続料（2号館）	1式1回につき	8,000円
インターネット接続料（3号館）	1式1回につき	8,000円
イントラ接続料（ケーブル別）	1式1回につき	2,000円
ハブ使用料 10/100（16ポート）	1台1回につき	1,500円
ハブ使用料 10/100（8ポート）	1台1回につき	1,000円
LANケーブル（カテ6）	1本1回につき	200円
駐車券（2時間まで）	1枚につき	300円
駐車券（3時間まで）	1枚につき	450円
駐車券（4時間まで）	1枚につき	600円
駐車券（4時間超の利用）	1枚につき	750円
仮設舞台（高さ30cm）1日目	1台1回につき	3,150円
仮設舞台（高さ30cm）2日目以降	1台1回につき	1,050円
会議机	1台1回につき	310円
メッセージボード（大）	1台1回につき	1,570円
メッセージボード（小）	1台1回につき	1,050円
テレビ	1台1回につき	3,150円
スポットライト（1KW）	1台1回につき	1,050円
スポットライト（500W）	1台1回につき	520円
パーライト（500W）	1台1回につき	520円
デジタルレコーダー	1台1回につき	3,150円
CDプレーヤー	1台1回につき	3,150円
MDプレーヤー	1台1回につき	3,150円
DVDプレーヤー	1台1回につき	3,150円
ステージスピーカー（大）	1台1回につき	2,620円
ステージスピーカー（中）	1台1回につき	2,100円
ステージスピーカー（小）	1台1回につき	1,150円
エフェクター	1台1回につき	1,050円
1号館用放送設備（マイク1本とカセットデッキかCDプレーヤー含む）	1台1回につき	4,200円
1号館用マイクロホン	1本1回につき	630円
ポータブルマイク	1本1回につき	1,150円
インターカムヘッドセット	1セット1回につき	1,570円
有線放送（BGM用）	1日につき	1,050円

白黒コピー(B5・A4・B4・A3)	1枚につき	10円
カラーコピー(B5・A4・B4・A3)	1枚につき	50円
貸出ファクシミリ	1台1回につき	3,150円
貸出電話機(コードレス)	1台1回につき	2,620円
貸出電話回線(アナログ)	1回線1日につき	1,500円
大黒幕	1セットにつき	5,250円
パソコンプロジェクター(小) 1日目	1台1回につき	15,750円
パソコンプロジェクター(小) 2日目以降	1台1回につき	10,500円
パソコンプロジェクター(大) 1日目	1台1回につき	30,000円
パソコンプロジェクター(大) 2日目以降	1台1回につき	21,000円
パソコン切り替えスイッチャー	1台1回につき	5,250円
ベルトパーテーション	1台1回につき	260円
三つ折りパーテーション	1台1回につき	1,570円
応接室(4時間まで)	1室につき	10,500円
応接室(1日)	1室につき	21,000円
パントリー(A使用)	1室1回につき	15,000円
パントリー(B使用)	1室1回につき	5,000円

※ パントリー(A利用)：パーティー等食材調理等での使用

パントリー(B使用)：湯茶及びコーヒブレイク等での使用

備考 展示場室の使用に伴い付属設備を使用する場合は、1日の使用をもって1回の使用とする。

2 施行日

この利用料金は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市告示第815号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月5日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長(メートル)	幅員(メートル)
-------	-----	----	-----	----------	----------

市道	長尾里160号線	神戸市北区長尾町上津字清源名谷2312番1地先から	新	95.60	最大 7.00
		神戸市北区長尾町上津字清源名谷2309番2地先まで	旧	60.30	最小 4.00
	長尾里161号線	神戸市北区長尾町上津字清源名谷2309番2地先から	新	24.40	最大 5.10
		神戸市北区長尾町上津字長仙寺2192番1地先まで	旧	46.80	最小 5.00

神戸市告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月5日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	北鈴蘭台44号線	神戸市北区甲栄台2丁目3番100地先から	新	231.00	12.00
		神戸市北区甲栄台2丁目14番30地先まで	旧	231.00	9.60
	北鈴蘭台46号線	神戸市北区甲栄台3丁目1番2地先から	新	177.30	12.00
		神戸市北区甲栄台3丁目1番2地先まで	旧	231.00	6.70

神戸市告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点
北鈴蘭台57号線	神戸市北区甲栄台2丁目14番30地先	神戸市北区甲栄台2丁目14番33地先

神戸市告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年3月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月5日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	上津7号線	神戸市北区長尾町上津字長仙寺2210番7地先から 神戸市北区長尾町上津字長仙寺5438番4地先から	137.10	最大 9.80 最小 5.80

公 告

神戸市公告第1256号

一般競争入札により契約を締結するので、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月4日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項**(1) 件名**

令和4年度「市長会見撮影・編集等業務」

(2) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 納入場所

市が指定する場所

2 入札に参加するものに必要な資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とし、(3)及び(4)の要件は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、(3)の要件については、申請の受付期間の最終日から引き続き落札決定の日まで継続して満たしていることが必要です。

令和3年度神戸市物品供給・製造請負・その他請負入札参加資格を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部事項証明）、納税証明書を併せて提出すること。

(1) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者を除く。）でないこと。

(3) 本市が提示する仕様書に従って市長会見撮影・編集等業務を行えること。

3 入札に関する問い合わせ及び必要書類の提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館16階

神戸市市長室広報戦略部（電話番号078-322-5012）

E-mail : press@office.city.kobe.lg.jp

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間

公告の日から令和4年3月17日（木）まで

(1) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館16階
神戸市市長室広報戦略部（電話番号078-322-5012）

(2) 交付方法

(3) 無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から令和4年3月17日（木）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館16階
神戸市市長室広報戦略部（電話番号078-322-5012）

(3) 提出方法

持参すること。

7 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 提出期限

令和4年3月23日（水）13時30分まで

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館16階
神戸市市長室広報戦略部（電話番号078-322-5012）

(3) 提出方法

持参すること。

8 開札の日時及び場所

令和4年3月23日（水）13時45分から
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館16階会見室

9 入札保証金

規則第7条第2項の規定により免除します。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 開札を欠席したとき。

(2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(3) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(4) 入札書に記名及び押印がないとき。

(5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (12) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合。

- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11 落札者の決定の方法

落札者の決定は、令和4年度「市長会見撮影・編集等業務」一式の総額により行います。

落札者の決定は、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低の価格を入札した者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとします。

12 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 苦情の申し出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

14 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

神戸市公告第1257号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第31条の9第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年3月4日

神戸市長 久元喜造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

神戸土地建物株式会社

代表取締役社長 中尾 一彦

神戸市中央区浪速町15番地

2 代理者及び設計者の氏名、住所及び電話番号

（代理者）

株式会社安井建築設計事務所

楠 敦士

大阪市中央区島町2丁目4番7号

06-6943-1371

（設計者）

同上

3 景観影響建築行為の概要

(1) 所在及び地番 神戸市中央区江戸町91番地の1

(2) 敷地面積 約1,011平方メートル

(3) 建築面積 約811平方メートル

(4) 延べ面積 約7,760平方メートル

(5) 高さ 約49.0メートル

(6) 構造 鉄骨造

(7) 階数 地上11階／地下1階

(8) 建物用途 店舗、事務所

4 住民説明会を開催する日時及び場所

令和4年3月16日（水）10時00分から

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館901・902会議室

5 縦覧の期間

令和4年3月4日から令和4年3月17日まで

神戸市公告第1264号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月4日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

市有地の売払い

(1) 所在、面積及び地目

垂水区狩口台2丁目49番3 雑種地 545㎡（公簿） 545.73㎡（実測）

(2) 用途地域・地区計画

用途地域 第1種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率200%

防火地域 未指定（建築基準法22条区域）

その他規制 宅地造成工事規制区域

(3) 土地譲渡代金

土地譲渡代金（以下「譲渡代金」という。）は一般競争入札により決定します。

入札は総額（最低売却価格¥43,700,000-）で行います。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者**(2) 神戸市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。**

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。

オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者**(4) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者**

ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者

イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号

コンコルディア神戸4階

神戸市建設局道路管理課（電話番号078-595-6385）

4 入札の参加に関する要領の公表時期及び公表方法

(1) 公表時期

令和4年3月4日（金）より公表

(2) 公表方法

ホームページにて公表（<https://www.city.kobe.lg.jp/a69673/dourokanri/kariguchidai.html>）

5 入札参加申込みの日時及び場所

(1) 入札参加申込みの日時

令和4年3月4日（金）から3月18日（金）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込みの場所

建設局道路管理課

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和4年4月15日（金）から4月20日（水）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札の場所

建設局道路管理課

(3) 入札の方法

本市が交付する所定の入札書により入札すること（郵送又は持参すること。）。

7 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和4年4月25日（月）午前9時30分より（予定）

(2) 開札の場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号

コンコルディア神戸5階 5階北側会議室

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額は、¥2,200,000-とします。
- (2) 入札に参加する者は、事前に、本市が交付する所定の納入通知書により入札保証金を納付してください。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 「入札参加申込書兼誓約書」もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- (3) 最低売却価格（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき。
- (4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- (6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- (7) 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- (8) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (9) 代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- (10) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (11) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (12) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- (14) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1) 本件契約には、利用に関して次の条件を付します。詳細については、実施要領で確認してください。

ア 公序良俗に反する使用の禁止

イ 風俗営業等の禁止

- (2) 落札者の決定の方法

落札者は、規則第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

- (3) 契約締結の手續

契約の締結は、令和4年5月17日（月）までに行います。（予定）

神戸市公告第1265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年3月4日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

神戸ハーバーランド地区建築協定

- 2 建築協定区域の位置
神戸市中央区東川崎町1丁目59番4号 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和4年3月18日（金）
10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局603会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話（078）595-6555

神戸市公告第1272号

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の事業計画を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月9日

神戸市長 久元喜造

- 1 土地区画整理事業の名称
神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
神戸市
- 3 事業施行期間
令和4年3月9日から令和9年3月31日まで
- 4 施行地区
神戸市北区鈴蘭台北町1丁目、2丁目及び3丁目の各一部
- 5 事務所の所在地
神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所内
- 6 事業計画の決定の年月日
令和4年3月9日

神戸市公告第1273号

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第

10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月9日

神戸市長 久元喜造

1 縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 神戸市役所都市局工務課内

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで

神戸市公告第1282号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年3月22日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区高丸7丁目2245番126、2252番2056、2252番2058

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区北別府3丁目7番地の7

株式会社藤居住建

代表取締役 藤居 彰

3 許可番号

令和3年8月20日 第8011号

（変更許可 令和4年2月15日 第2006号）

神戸市公告第1283号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に基づき都市再生整備計画を作成したので、同法第46条第28項の規定により都市再生整備計画（下記に示す地区）を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年3月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

記

神戸都心・ウォーターフロント地区（第2期）（第4回変更）

人事委員会

昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第8号

昇任の選考に関する規則

昇任の選考に関する規則（昭和35年4月1日人委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
備考 <u>10 削除</u>	備考 <u>10 上表（その1）番号1に掲げる職のうち、学校事務職員の職においては、昇任するために必要なその他の資格要件について、「勤務成績が良好であること。」を「1 勤務成績が良好であること。2 4級の職において5年以上の在職年数（実歴）を有すること。」と読み替えるものとする。</u>

附 則

この規則は、令和4年3月3日から施行し、改正後の昇任の選考に関する規則の規定は、令和4年2月28日から適用する。

農業委員会**神戸市農業委員会告示第17号**

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき、別段の面積を定めたので、次のとおり告示する。

令和4年3月22日

神戸市農業委員会会長 前中悠一

別段の面積を適用する区域	別段の面積
神戸市西区岩岡町野中字沌戸821番1	7.29アール
神戸市北区淡河町勝雄字奥谷1915番	2.15アール
神戸市北区淡河町勝雄字奥谷1916番	1.59アール
神戸市北区山田町東下字野田北15番2	3.14アール
神戸市北区山田町東下字野田北15番4	3.85アール
神戸市西区平野町常本字西ノ口219番	1.39アール
神戸市西区平野町常本字西ノ口216番	0.75アール
神戸市西区平野町繁田字池ノ内126番	2.38アール
神戸市西区平野町繁田字池ノ内125番1	2.16アール
神戸市西区平野町繁田字池ノ内120番	1.55アール
上記以外の神戸市内全域	10アール